

卯辰下町地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	卯辰下町地区まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域	東山2丁目の一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約0.4 ha	
まちづくりの目標	<p>本地区は、寺社と町家が混然一体となった景観を有する卯辰山麓地区のなかで、住宅地が構成されている。</p> <p>また、泉鏡花の生前最後の作品「縷紅新草」にこの界隈が登場するなど閑静な住環境が形成されている。</p> <p>今後も風情のある街並みを残しつつ、新たな風を受け入れることで地域コミュニティの活性化を図り、魅力あるまちづくりを行う。</p>	
まちづくりの方針	<p>静かで落ち着いたきのある住環境の維持を図りつつ、安全で安心して生活でき次の世代にも受け継がれるまちづくりを推進する。</p>	
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(1)については、平成30年6月29日(協定締結日)に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(事務所を含む。) (2) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第7項各号(無店舗型性風俗特殊営業)、第8項映像送信型性風俗特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第13項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの (5) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供するもの
	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>(建築物等) 金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(広告物等) 広告物等を設置する場合(変更する場合も含む)は、事前に卯辰下町町会(以下「町会」という。)と協議しなければならない。</p>
	<p>土地利用等の制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更しようとする者を含む。)は、事前に町会と協議しなければならない。 (2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの(コインパーキング等)を設置しない。

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項

そ の 他

- (1) 土地又は建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。
- (2) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を町会へ通知する。
- (3) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。
- (4) 地域の振興を図るため、町会への加入等により相互協力するよう努める。
- (5) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぼい捨てをしないよう努める。
- (6) 定期的な美化清掃に努める。
- (7) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。
- (8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。
- (9) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。
- (10) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。
- (11) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。
- (12) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組む。
- (13) 地震等災害時には、相互協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。
- (14) 新たに自動販売機を設置してはならない。
- (15) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。
- (16) 店舗及び飲食店では、午後10時以降の営業は行わない。ただし、平成30年6月29日（協定締結日）以前から営業している場合は、この限りでない。
- (17) 住宅での共有利用（シェアハウス）を行う場合は、町会が認めるものに限る。
- (18) ペットの飼い主は、ペットのマナーを遵守する。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成30年6月29日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。

卯辰下町地区まちづくり協定区域図

